

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 八〇五  
(同) 八〇六

### 選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し

(選挙管理委員会) 八〇六

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
県営土地改良事業の換地計画の決定

(環境生活政策課) 八〇六  
(同) 八〇七  
(農地計画課) 八〇七

### 正誤

岐阜県会計規則の一部を改正する規則中訂正

(出納管理課) 八〇七

## 告示

### 岐阜県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	川美濃川辺線	加茂郡川辺町中川辺字柳坪七二番三地从先から同郡同町同字矢坂七二七番一地从先まで	前	四〇 三三・五	二六五	
			後	三三・五 五三〇	二六五	

### 岐阜県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域	敷地の幅	延長	備考
和良	美濃加茂線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字餅ヶ洞三五八六番一地从先から	市同 町中蜂屋字熊ヶ洞二八三番三地从先まで	別前後	員(メートル)	員(メートル)	
		後	前		一〇・七 三・七	一五〇	
					一〇・七 三・七	一五〇	

岐阜県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年一月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
恵那	御嵩線	瑞浪市釜戸町字川戸二五三三番一地从先	同 市同 町字同 二五三九番四地从先	一八〇	平成 二二・一・七	平成 二二・六・三

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったので、その旨告示する。

平成二十三年一月七日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大松 利幸

指定を取り消した施設

市町村	施設の名	所在地
岐阜市	岐阜市井ノ口駅前ロコモイライセンター つどいの楽プレイルーム	岐阜市井ノ口1580番地 1

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人KAMON婚活サポートJAPAN

N

三代表者の氏名 日下部 明伸

四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡川辺町西板井五八九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、未婚者に対し、結婚相手の紹介及び相談業務、結婚に繋がる出会いの場を提供する男女ふれあい事業及び婚活講演会等各種イベント事業、国際結婚希望者への見合いサポート事業を通して結婚を希望する未婚者を支援する事業を行い、少子化対策に寄与し、活力あるまちづくりの推進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和
- 三代表者の氏名 山口 佐織
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一  
スマイル  
ガーデン二二三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子どもたちとハンディキャップのある方（高齢者を含む）に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

県営土地改良事業輪之内本戸地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十三年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間  
平成二十三年一月七日から  
平成二十三年一月七日まで
- 二 縦覧場所  
輪之内町役場

正 誤

（原稿誤り）

平成二十二年十一月二十六日号外（六） 岐阜県会計規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第百一号）一頁下段後から六行目中「協議式典課」は、「競技式典課」の誤り。

平成二十三年一月四日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター